インフォメーション

平成 22 年 7 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報!

Tel 04-7141-5039

グループ法人税制の改正 ~資産の譲渡損益の課税の繰り延べ~

平成22年度の税制改正により導入された「グループ法人税制」の概要について まとめてみました。

【100%グループ内の内国法人間で一定の資産を譲渡した場合の取り扱い】

〔1〕対象となる法人・資産

対象法人⇒完全支配関係のある内国法人 対象資産⇒簿価 1000 万円以上の資産 適用開始時期⇒平成22年10月1日以降の取引

- 〔2〕譲渡した年度の取扱い
 - ・譲渡した法人・・譲渡益または譲渡損 ⇒ 税務上はゼロとして扱う ①譲渡益の場合

会社の処理・・・・土地 1000 万円 売却対価 1500 万円 損益計算書⇒固定資産譲渡益 500 万円

税務上の扱い・・・・500万円は益金とならない(申告減算)

②譲渡損の場合

会社の処理・・・・土地 2000 万円 売却対価 1500 万円 損益計算書⇒固定資産譲渡損 △500 万円

税務上の扱い・・・ $\triangle 500$ 万円は損金とならない(申告加算)

- ・取得した法人・・購入した価額 ⇒ そのまま資産に計上
- 〔3〕将来、購入した法人が譲渡等した場合の取扱い

将来において、取得した法人がそのグループ法人から購入した資産に ついて、譲渡・除却等があった場合または完全支配関係が無くなった 場合には、譲渡法人において過去に繰り延べられていた資産の譲渡損益が 実現することになります。

例題 グループ法人 A法人とB法人(A社の100%子会社)

①A 法人が土地(簿価 1000 万円)を B 法人へ 1500 万円で売却

A 法人・・固定資産譲渡益 500 万円⇒申告減算(繰延処理)

B法人・・土地 1500 万円を資産計上

②B 法人が将来、その土地を 1800 万円で売却した場合

B法人は、売却した事実をA法人に通知する

B 法人・・固定資産譲渡益 300 万円 (1800 万-1500 万)

A 法人・・税務上 500 万円の譲渡益の益金算入(申告加算)